

別紙２ 契約保証金について

１ 契約保証金について

契約の相手方は、下記（６）により契約保証金を免除される場合を除いて、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下、「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「機構」という。）に納付又は提出しなければならない。

（１）契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約額（消費税及び地方消費税を含む。）に契約保証金の率（１００分の１０以上）を乗じた額とする。

【算式】

契約額（税込）× ０．１以上

なお、単価契約においては、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を契約額とする。

（２）契約保証金の納付

契約の相手方が契約保証金を納付する場合は、機構が発行する「払込書兼領収書」により、契約保証金相当額（上記（１）の額）を機構の取引金融機関（埼玉りそな銀行、りそな銀行又は関西みらい銀行の本店又は支店）において払い込むものとする。

その後、当該「払込書兼領収書」の写しを指定された期日までに本件入札を執行する担当窓口へ提出すること。

（３）契約保証金に代える担保の提出

契約の相手方は、上記（１）の契約保証金に代える担保を提出する場合は、下表のうち該当する担保を指定された期日までに本件入札を執行する担当窓口へ提出すること。なお、預かり時には当該担保と引換えに「預り証」を交付するものとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

（４）契約保証金等の還付

機構は、契約の相手方が納付又は提供した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときは、契約の相手方に対して次

のとおり当該契約保証金等を還付するものとする。

ア 機構が発行した「払込書兼領収書」を使用して納付した場合には、当該「払込書兼領収書」の写しを添付した「還付請求書」（該当者には機構から請求書様式を交付する。）の提出を受けて口座振込により還付する。

イ 契約保証金に代える担保を提出した場合には、提出時に交付した「預り証」に領収の旨を付記するとともに記名押印したものの提出を受けて還付する。

（５）契約不履行の場合の契約保証金の帰属

契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合は、契約保証金は機構に帰属する。

（６）契約保証金の免除

次に掲げる場合は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第２６条第２項の規定に基づき、機構は契約保証金の納付を免除することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第２号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約事務取扱規程第３条に規定する一般競争入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が当該年度を含めた過去５年度以内に種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上全て誠実に履行しており、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア又はイの場合には当該保証証書等を、ウの場合には条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するものを、指定された期日までに本件入札を執行する担当窓口へ提出しなければならない。